

第4期 福津市障がい福祉計画

平成27年3月

福津市

目次

1. 第4期福津市障がい福祉計画の策定について	1
2. 第4期福津市障がい福祉計画の位置づけ	2
3. 第4期福津市障がい福祉計画の期間	3
4. 障がい福祉計画の作成及び推進のための体制整備	4
(1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置	4
(2) 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握	4
(3) 住民の意見の反映	4
(4) 福津市における他の計画との整合性	4
(5) PDCAサイクルによる検証	5
5. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	6
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	6
(3) 地域生活支援拠点等の整備	7
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	8
6. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の 種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	9
(1) 居宅介護	9
(2) 重度訪問介護	9
(3) 同行援護	10
(4) 行動援護	10
(5) 重度障害者等包括支援	11
(6) 生活介護	11
(7) 自立訓練（機能訓練）	12
(8) 自立訓練（生活訓練）	12
(9) 就労移行支援	13
(10) 就労継続支援（A型）	13
(11) 就労継続支援（B型）	14
(12) 療養介護	14
(13) 短期入所	15
(14) 共同生活援助（グループホーム）	15
(15) 施設入所支援	16
(16) 地域相談支援（地域移行支援）	16

(17) 地域相談支援（地域定着支援）	17
(18) 計画相談支援	18
(19) 児童発達支援	19
(20) 放課後等デイサービス	19
(21) 保育所等訪問支援	20
(22) 医療型児童発達支援	20
(23) 障害児相談支援	21
7. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	22
(1) 理解促進研修・啓発事業	22
(2) 相談支援事業	22
(3) 自立支援協議会	23
(4) 成年後見制度利用支援事業	23
(5) 意思疎通支援事業	24
(6) 日常生活用具給付等事業	24
(7) 手話奉仕員養成研修事業（平成 27 年度から開始）	25
(8) 移動支援事業	25
(9) 地域活動支援センター（Ⅰ型）	26
(10) 地域活動支援センター（Ⅱ型）	26
(11) 地域活動支援センター（Ⅲ型）	27
(12) 日中一時支援事業	27
(13) 訪問入浴サービス事業	28
(14) 福祉タクシー料金助成事業	28
(15) 身体障害者用自動車改造費助成事業	29
(16) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業（平成 27 年度から開始）	29

1. 第4期福津市障がい福祉計画の策定について

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスを計画的に整備する仕組みを導入するために、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の策定が義務付けられることとなりました。

福津市では、これまで平成19年度から平成20年度に第1期障害福祉計画、平成21年度から平成22年度に第2期障害福祉計画、平成24年度から平成26年度に第3期障害福祉計画を策定してきました。

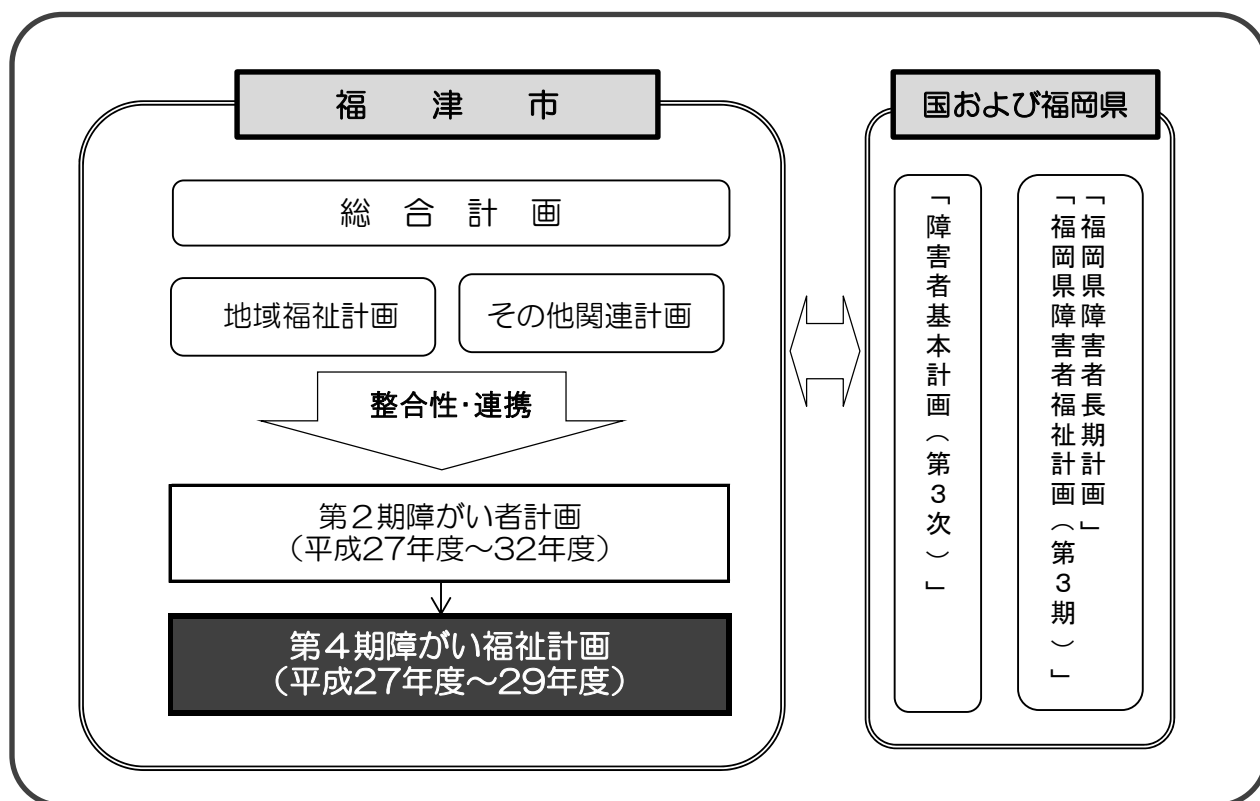
「障害者自立支援法」は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正され、厚生労働大臣は障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定めました。市町村及び都道府県はこの基本指針を実現するために、引き続き障害福祉計画の策定が義務付けられることとなりました。

福津市における現行の障害者計画は、平成19年度から平成28年度までの10年計画ですが、度重なる障がいに関する法制度の整備及び改正等により、本計画と併せて2年前倒しで第2期障がい者計画として策定することとなりました。この第2期障がい者計画の基本理念として、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える、共生のまち「ふくつ」と定められていることから、本計画もこの理念を踏襲し、平成27年度から平成29年度までの3年間の第4期福津市障がい福祉計画を策定します。

2. 第4期福津市障がい福祉計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、サービスの種類ごとの必要量を的確に見込むことが定められています。また、同法第88条第6項には、市町村障害者計画等の障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと、調和が保たれたものでなければならないと規定されています。

【計画の位置づけのイメージ図】



3. 第4期福津市障がい福祉計画の期間

平成27年度から平成29年度の3年計画として実施します。なお、最終年度となる平成29年度には、必要な見直しを行った後に、第5期福津市障がい福祉計画を策定します。

平成 19 年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総合計画													
地域福祉計画													
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画			第3期 障害福祉計画			第4期 障がい福祉計画						
第1期 障害者計画								第2期 障がい者計画					

4. 障がい福祉計画の作成及び推進のための体制整備

(1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、教育関係者、社会福祉関係者及び公募による市民代表者等で構成された福津市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

(2) 障がい者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害者総合支援法第88条第5項に規定する計画策定の条件として、地域における障がい者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情について正確なニーズを把握するよう努めることが必要です。

障害福祉サービスの利用実態については、基本的に平成23年度から平成25年度の3年間の利用実績を把握し、障がい福祉計画の期間におけるサービス利用の見込量を算出しました。

ニーズ調査については福津市在住の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を所持する2,801名を対象に、郵送による福祉に関するアンケート調査を実施しました。有効回答数は1,628名、回収率は58.1%でした。また、障害福祉サービス提供事業所や障がい者団体の代表に対するヒアリング調査を実施しました。

(3) 住民の意見の反映

障害者総合支援法第88条第7項の規定には、障がい福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ障がい者等を含む地域住民の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。

福津市障がい者施策推進協議会の設置の際には、市民代表者から委員の参画を募りました。また、平成27年2月1日から3月2日にかけて市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

(4) 福津市における他の計画との整合性

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、サービスの種類ごとの必要量を的確に見込むことが定められています。また、本計画の策定に際しては、福津市総合計画、障害者基本法第11条第3項に規定する第2期福津市障がい者計画、社会福祉法第107条に規定する福津市地域福祉計画等のその他の法律の規定による計画であって、障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれた内容にすることが必要です。

(5) PDCAサイクルによる検証

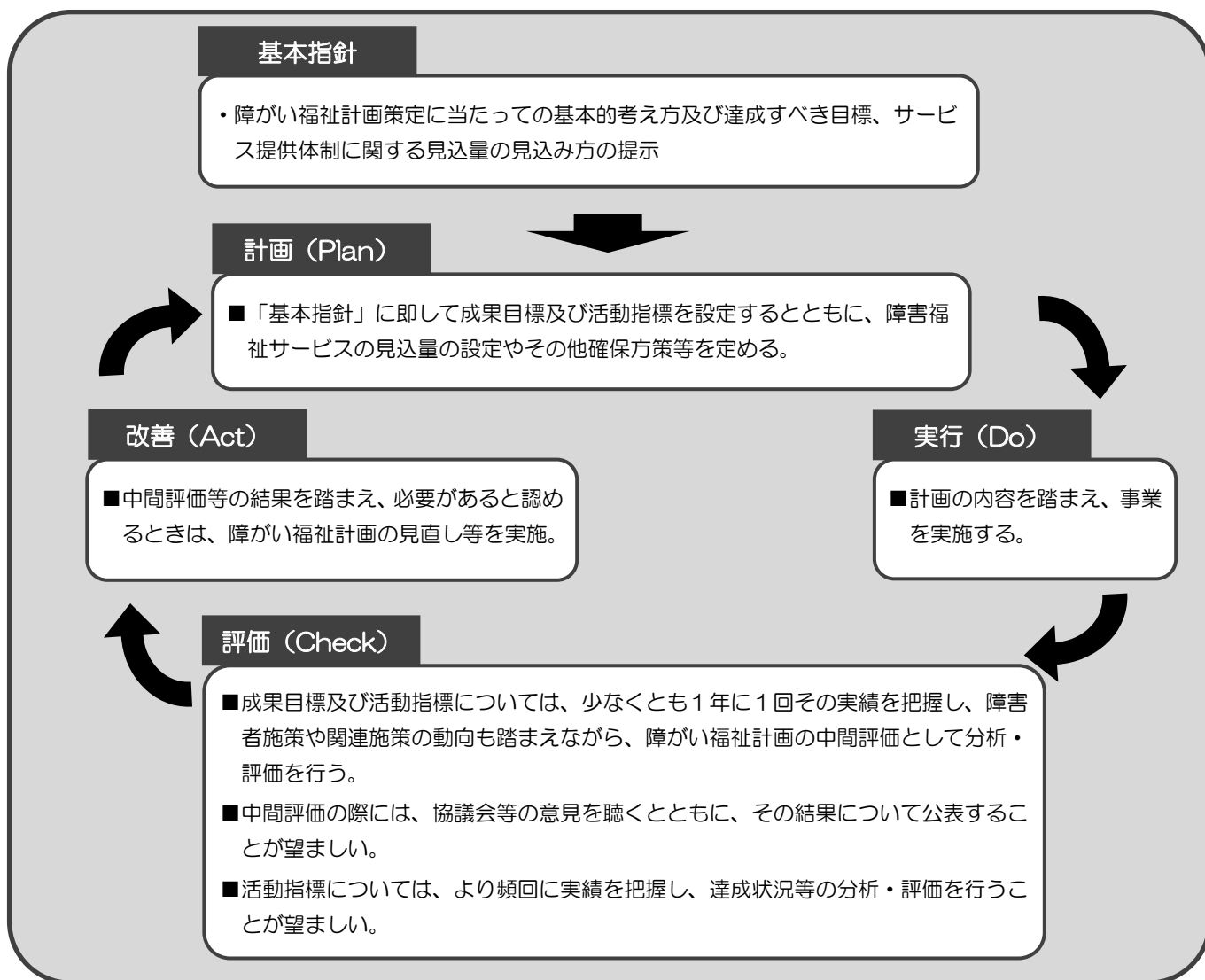
障がい福祉計画は、障がいを持つ人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要となります。

そのために作成した障がい福祉計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める場合は、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本計画においては、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえつつ、定期的に進捗を把握し、分析・評価を行い、福津市障がい者施策推進協議会の意見を聴きながら、計画の更なる推進を図ります。

【第4期福津市障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



5. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の 提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 25 年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本とします。

目標値:平成 25 年度(64 人)⇒平成 29 年度(62 人) 4%以上削減

サービス種別	単位	実績	見込量(年度末時点)		
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	人	64	64	63	62

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

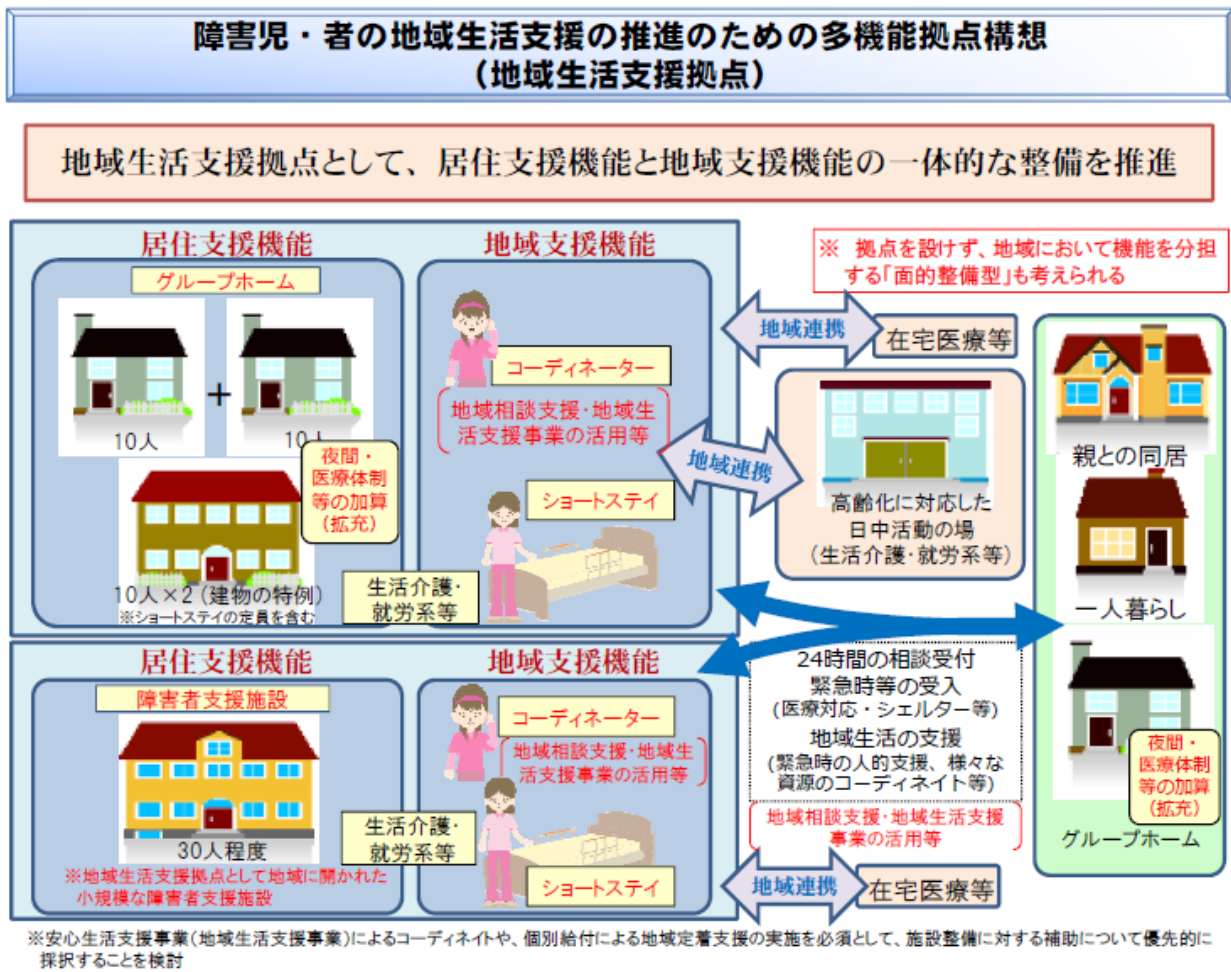
精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、入院後 3 ヶ月時点の退院率については、平成 29 年度における目標を 64%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については、平成 29 年度における目標を 91%以上とすることを基本とします。また、長期在院者数については、平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%以上削減することを基本とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいを持つ人の自立支援の観点から、福祉施設の入所や長期入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援の拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに圏域（福津市・宗像市）に少なくとも1つを整備することを目指します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

当該目標の設定に当たっては、平成 24 年度の移行実績の 2 倍以上とすることを基本とします。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にすることを目指します。

目標値:平成 25 年度(21 人)⇒平成 29 年度(35 人) 6割以上増加

サービス種別	単位	実績	見込量(1ヶ月あたりの見込量)		
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	人	21	25	30	35

6. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援 又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び その見込量の確保のための方策

(1) 居宅介護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	900	950	1,000
	人	58	61	64
事業内容	障がい者に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯、及び掃除などの生活全般に関わる援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に6箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(2) 重度訪問介護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	550	600	650
	人	4	4	4
事業内容	重度の肢体不自由、重度の知的障がい及び重度の精神障がいにより、行動上著しい困難を有することから、常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯、及び掃除などの生活全般に関わる援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(3) 同行援護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	140	160	180
	人	8	9	10
事業内容	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時に同行することにより移動の援護及び必要な情報を提供するなどの援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(4) 行動援護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	10	15	20
	人	2	3	4
事業内容	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があるため、常時介護を要する障がい者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、外出時における移動中の援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(5) 重度障害者等包括支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	時間	0	0	0
	人	0	0	0
事業内容	<p>常時介護を要する障がい者であり、意思相通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢麻痺や寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。</p>			
見込量の算出方法	<p>平成 23 年度から平成 25 年度までの実績がないため、見込量はゼロで算出。</p>			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者が発生した場合は、必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

(6) 生活介護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	2,650	2,800	2,950
	人	130	135	140
事業内容	<p>障害者支援施設において常時介護を要するものにつき、主として昼間において入浴、排せつ及び食事の介護並びに調理、洗濯及び掃除などの日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供により、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。</p>			
見込量の算出方法	<p>平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。</p>			
見込量の確保のための方策	<p>サービス事業所は福津市内に5箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。</p>			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(7) 自立訓練（機能訓練）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	90	100	110
	人	9	10	11
事業内容	身体障がい者又は難病対象者につき、障害者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる理学療法又は作業療法などのリハビリテーションにより、身体機能又は生活能力の向上のために支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は古賀市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(8) 自立訓練（生活訓練）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	140	150	160
	人	9	10	11
事業内容	知的障がい者又は精神障がい者につき、障害者支援施設への通所又は居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事に関する訓練を行うことにより、自立した日常生活を営むための支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(9) 就労移行支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	500	600	700
	人	25	30	35
事業内容	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動及び職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの援助を行います。			
目標値の算出方法	平成 25 年度(21 人)から平成 29 年度(35 人)までに6割以上の増加を見込む。			
目標値の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あるものの、近隣の就労移行支援事業所は年々増加しており、当該サービスに該当する対象者に対しては、目標値を見据えながら必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(10) 就労継続支援 (A型)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	300	350	400
	人	15	17	19
事業内容	一般の事業所への雇用が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労を希望する者に対して、生産活動の機会の提供並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(11) 就労継続支援（B型）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	1,600	1,750	1,900
	人	90	95	100
事業内容	一般の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、一般の事業所に雇用されていた障がい者が年齢又は心身の状態などの事情により引き続き雇用が困難となった者、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されなかった者に対して、生産活動の機会の提供並びに就労に必要な知識及び能力の向上などの支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(12) 療養介護

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	10	10	10
事業内容	病院において常時介護を要する障がい者のうち、主として昼間の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などの支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は古賀市内に1箇所あり、利用実績は横ばいであるが、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(13) 短期入所

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所(福祉型)	人日	153	176	199
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	30	35	40
短期入所(医療型)	人日	22	24	26
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	5	5	5
事業内容	居宅において障がい者の介護を行う者の疾病などの理由により、障害者支援施設への短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護の援助を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に4箇所あるものの、短期入所の需要は年々高まっているため、近隣の障害者支援施設との連携を図りながら、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(14) 共同生活援助（グループホーム）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人	45	50	55
事業内容	共同生活を営む住居に入居している障がい者に対して、主として夜間において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護などの必要な日常生活上の支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	グループホームは福津市内に9箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(15) 施設入所支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(年度末時点)	人	64	63	62
事業内容	施設に入所している障がい者に対して、主として夜間において入浴、排せつ及び食事の介護、生活に関する相談及び助言などの必要な日常生活上の支援を行います。			
目標値の算出方法	平成 25 年度(64 人)から平成 29 年度(62 人)までに4%以上の削減を見込む。			
目標値の確保のための方策	施設は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、目標値を見据えながら必要に応じた適切な支給を行います。			

(16) 地域相談支援（地域移行支援）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	2	2	2
事業内容	障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの必要な重点的な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの相談実績からの見込みで算出。			
見込量の確保のための方策	地域移行支援に関する相談支援事業者は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(17) 地域相談支援（地域定着支援）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	1	1	1
事業内容	居宅において単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの相談実績からの見込みで算出。			
見込量の確保のための方策	地域定着支援に関する相談支援事業者は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(18) 計画相談支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	386	403	420
事業内容	<p>①障害福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成します。</p> <p>②支給決定又は変更決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者などを記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p> <p>③支給決定の有効期間内において、当該者に係る「サービス等利用計画」が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、必要がある場合は「サービス等利用計画」の見直しを行います。</p> <p>④基本相談として、障がい者や保護者に対して必要な情報提供、助言等の相談に応じます。</p>			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(19) 児童発達支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	45	50	55
	人	11	12	13
事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	児童発達支援センターは福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(20) 放課後等デイサービス

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	340	360	380
	人	27	29	31
事業内容	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に2箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(21) 保育所等訪問支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	3	4	5
	人	3	4	5
事業内容	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(22) 医療型児童発達支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1ヶ月あたり)	人日	0	0	0
	人	0	0	0
事業内容	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績がないため、見込量はゼロで算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内にありませんが、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

※人日は1ヶ月あたりののべ人数

(23) 障害児相談支援

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	41	44	47
事業内容	<p>①障害福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成します。</p> <p>②支給決定又は変更決定後に、サービス事業者との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者などを記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p> <p>③支給決定の有効期間内において、当該者に係る「サービス等利用計画」が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向などの事情を勘案し、必要がある場合は「サービス等利用計画」の見直しを行います。</p> <p>④基本相談として、障がい児や保護者に対して必要な情報提供、助言等の相談に応じます。</p>			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	障害児計画相談支援に関する相談支援事業者は福津市内に4箇所あり、当該サービスに該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

7. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(1) 理解促進研修・啓発事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	現状	実施	実施	実施
事業内容	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	通年で定期的にイベント等を行う「ふれあい交流事業」を実施することにより、障がいのある人と市民との交流の機会の場を設けます。			

(2) 相談支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
事業内容	障がい者本人や障がい児の保護者又は障がい者の介護者からの相談に対して、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助をすることにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営めるような支援を行います。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	障害者相談支援事業や障害者生活支援センター事業を受託した福津市内の相談支援事業者により、相談者のニーズに応じた適切な相談支援を行います。			

(3) 自立支援協議会

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	現状	実施	実施	実施
事業内容	障がい者福祉に関わる関係機関の連携を緊密化することにより、障がいに関連する地域課題についての情報を共有し、障がい者支援の体制整備を図ることを目的とした自立支援協議会を設置します。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会、連携会議、権利擁護部会、就労支援部会を活用して、関係機関との連携を緊密にすることにより、地域課題の掘り起しや課題解決に向けた取り組みを実施します。			

(4) 成年後見制度利用支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	1	1	1
事業内容	障害福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度を利用するために、後見人の報酬など必要経費の一部の助成を受けることにより、生活支援と権利擁護の確保を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する被後見人に対しては、生活支援と権利擁護の確保のために、必要に応じた適切な助成を行います。			

(5) 意思疎通支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	90	95	100
事業内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳、要約筆記などの方法で意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	福津市社会福祉協議会にコーディネーターとして業務委託を行い、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支援を行います。			

(6) 日常生活用具給付等事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	6	6	6
自立生活支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	13	14	15
在宅療養等支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	30	30	30
排泄管理支援用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	960	970	980
在宅生活動作補助用具 サービスの見込量(1年あたり)	件	5	5	5
事業内容	障がい者に対して、自立生活を支援するための日常生活用具の購入に係る費用を助成することにより、日常生活の便宜を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(7) 手話奉仕員養成研修事業（平成 27 年度から開始）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	20	20	20
事業内容	日常会話に必要な手話の表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることが困難な障がい者に対して、手話による意思疎通の支援を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を営めるようにします。			
見込量の算出方法	平成 27 年度の予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	平成 27 年度からの宗像市との共催による新規事業であり、手話奉仕員を養成するための環境を整備することにより、手話奉仕員の数の確保に努めます。			

(8) 移動支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	時間	1,300	1,450	1,600
	人	200	220	240
事業内容	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(9) 地域活動支援センター（Ⅰ型）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
事業内容	障がい者及びその家族からの相談に応じて、情報提供、居場所の提供、社会との交流の促進などの支援を行うとともに、社会基盤との連携強化、地域住民への普及啓発を行うことにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内に1箇所あり、当該事業を必要とする対象者に対しては、必要に応じた適切な対応を行います。			

(10) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	2	2	2
事業内容	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は福津市内と古賀市内に1箇所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(11) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
機能強化事業 サービスの見込量(1年あたり)	箇所	1	1	1
事業内容	地域において、引きこもりがちな障がい者及び障がい児に対して、創作的活動若しくは生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進を実施することにより、障がい者の地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績から算出。			
見込量の確保のための方策	サービス事業所は宗像市内に1箇所あり、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な支給を行います。			

(12) 日中一時支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	255	265	270
事業内容	障がい者又は障がい児を在宅で日常的に介護している家族に対して、障がい者の日中における活動の場と家族の一時的な休息を確保します。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績伸び率から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(13) 訪問入浴サービス事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	3	3	3
事業内容	在宅での入浴が困難な重度の心身障がい者に対して、訪問により在宅での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、地域生活の向上を図ります。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	在宅生活における入浴サービスを確保するために、当該事業に該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(14) 福祉タクシー料金助成事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	回数	11,508	11,508	11,508
事業内容	重度の障がい者に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、外出の機会を増やすための支援に繋がり、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に対しては、障がい者実態調査において利用券の枚数を増やして欲しいという意見や、軽度の障がい者まで支給対象枠を広げて欲しいという意見があります。当該事業は全額市費による助成であることから、支給対象枠を広げることは現状では難しいため、現行の該当する対象者に対しては、必要に応じた適切な助成を行います。			

(15) 身体障害者用自動車改造費助成事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	3	3	3
事業内容	身体障がい者が就労などに伴い、自動車の運転を行う際に必要となる自動車改造の費用を助成することにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。			
見込量の算出方法	平成 23 年度から平成 25 年度までの実績の平均値から算出。			
見込量の確保のための方策	当該事業に該当する対象者数は毎年ばらつきがあるものの、必要に応じた適切な助成を行います。			

(16) 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業（平成 27 年度から開始）

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービスの見込量(1年あたり)	人	2	2	2
事業内容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の取得や教育における健全な発達を支援します。			
見込量の算出方法	平成 27 年度の予算ベースから算出。			
見込量の確保のための方策	平成 27 年度からの新規事業であり、当該事業に該当する対象者数の把握が難しいものの、必要に応じた適切な助成を行います。			

第4期 福津市障がい福祉計画

平成27年3月

発行 福津市 福祉課

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

電話：0940-42-1111（代表） FAX：0940-43-3168

<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

E-mail：info@city.fukutsu.lg.jp